

御対応者様（甲） 本書記入事項・項目に相違、ありません。
（組織代表者様） 代表仏閣名 および 決裁者名)

印

住所)
連絡先)

ご賛同寺院様名一覧)

弊社（乙） 本書記入事項・項目に相違、ありません。

事業者名) 未来に残したい日本文化財普及協会 代表理事 岩田 翼
住所) 〒105-0013 東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ダイヤビル2F
連絡先) 03-6775-9013



-----【規約】以下を確認されたら、各項目すべてにチェックをお願い致します-----

- 項目1 【各役割と支払い期限について】
甲はカード発注書の提出から起算して2週間以内に、全額を支払う義務を負う。
乙は発注および支払いを受けて、デザイン選定および確認・製造・納品する義務を負うものとする。
発注は、甲による発注金額全額の先払いとして執り行うものとする。また、振込手数料は甲の負担によるものとする。
乙は、甲よりの入金の後、速やかにデザインの選定および連絡・製造・納品に着手するものとし、納品日が判明次第、すみやかに甲へ連絡するものとする。
乙は、年4回程度、カードの募集時期を設定する。甲は追加注文の際は、その期間内に申し込みと支払いを行うものとする。
①3月中旬納品：2/1～2/10日募集、②6月中旬納品：5/1～5/10日募集、③9月中旬納品：8/1～8/10日募集、④12月中旬納品：11月1日～11/10日募集
ただし、乙は特別に認めた場合、臨時での追加発注募集をできるものとする。
乙は、甲が提出したカード記載情報に則り、正しくカード製造を行うこととし、甲は発注後に内容に関する修正は行えないものとする。
- 項目2 【契約期間と契約解除について】
契約の有効期間は契約成立日から1年間とする。期間終了の3か月前にいずれかから終了の通知をしない限り、自動的に1年間延長されるものとする。
甲・乙ともに契約解除を希望する場合は、3か月以上前に連絡するものとする。
ただし、甲が発注済の状態での契約解除した場合、当発注に関する金額の返還は行わない。
- 項目3 【協力と企画相談について】
甲の仏閣および、所属組織および関連寺院の一層の活性化のために、甲・乙双方は「神社仏閣カード」において誠心誠意協力を行うものとする。
甲・乙双方は双方ともに「神社仏閣カード」に関する新たな企画・相談・連絡等を行うことができる。
- 項目4 【カードのデザインと写真の権利について】
写真・イラストは、乙が準備した甲の写真を掲載する。もしくは乙提供の写真でも使用できるものとし、その場合本カードに関連する写真の著作権は、乙が所有する。成果物の著作権等の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は全て甲に帰属するものとする。
甲は、乙に対して当該写真の著作権者人格権を行使しない。発明、考案等について、知的財産権を受ける権利についても上述と同様に乙に帰属するものとする。
- 項目5 【類似物の販売禁止について】
甲は「神社仏閣カード」に類するサイズ・形状の物品に関して、参拝者の混乱を避けるため、自前や他社製品の販売や、委託をすることはできないものとする。
本内容に関しては、やむを得ない場合、乙に相談し、乙の承諾を得る必要がある。
万が一、本条に違反した場合、乙は甲へ損害に相当する額を請求できるものとする。
- 項目6 【協賛事実に基づく広報について】
乙は事実に基づき、ホームページ・SNS・チラシ・イベント・その他媒体にて、甲の情報や、甲が協賛している旨について、紹介・掲載・広報することができる。
- 項目7 【カード販売について】
乙はカードをプランに即した内容で、甲へ納品する。甲は参拝者等へ希望小売価格として300円/袋として授与する。
乙は甲の注文後における払い戻しには応じる義務を負わない。また甲は希望小売価格を参考に授与するものとする。
甲が乙へ支払う料金は、1円未満の場合は切り上げとする。
- 項目8 【カードへの記載情報について】
神社仏閣カードの掲載情報に変更があった際は、甲は速やかに乙へ連絡する。
連絡後、次の発注より乙は情報を変更することとし、既に発注済の商品に関する記載内容について、乙は責任を負わないものとする。
- 項目9 【新カード販売時の旧カードの扱い】
乙は、甲が販売している「神社仏閣カード」について、新しいデザインや、新しい版の販売を開始する際は事前に連絡することとする。
乙が新しい版やデザインへ刷新した後、甲が旧来の版やデザインでの発注希望することは、原則できないものとする。
- 項目10 【契約情報の秘匿について】
甲は無断で、カード複写、複製、改竄、本契約遂行において認められた目的以外での利用を行わないものとする。
- 項目11 【カードの初期不良と管理について】
乙はカードの初期不良品があった場合、すみやかに代替品の用意や補填に向けた対応負うものとする。
カード到着したタイミングより甲が管理するものとする。到着の後のカードの破損・損失に関して、乙は補填する義務を持たない。
甲は封された袋を触って中身の感触等を確かめる等のサーチ行為などに注意を払う義務を負う。
また製品の性質上、甲は封の開封が購入前にされないように注意監督を行う義務を持つ。
- 項目12 【その他の不明点が発生した場合】
本契約書に定めのない事項が発生した際には、甲・乙双方とも誠意をもって対応する。本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
また原因が不可抗力により、義務を履行できなかった場合、甲・乙双方ともに、金銭債務を除く、不履行の責任を負わないものとする。
不可抗力とは、戦争、暴動、反乱、テロ、天災、火災、甚大な台風や地震、津波、洪水、爆発、伝染病、疫病、第三者による差し止め行為、国防、公衆衛生に係る緊急事態や、国または地方自治公共団体による行為または規制等を指し、甲・乙のコントロールが及ばない原因のものを差す。
- 項目13 【紛争に関して】
本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とするものとする。
- 項目14 【反社会的勢力との不関与】
甲・乙双方は、反社会的勢力への関与・関わりを持たない。
これに違反した場合、双方とも即時契約を解除して取引を取りやめることができる。発注中の製品への補填は行わないものとする。
乙が違反していた場合、その時点における発注中の費用は、甲へ全額変換するものとする。振り込み手数料は、乙が負担する。
- 項目15 【その他の禁止事項】
甲・乙双方ともに「神社仏閣カード」購入者への思想や信条へ介入や強要を禁止し、
純粋に「神社仏閣」と会津エリアの神社仏閣の繁栄を願う取り組みとする。違反した場合、違反者が責任を持って対応する。